



卷三

好油錄

下

へ遠13
1293
2



門へ 13
排 1293
巻 2

野邑奸曲録卷三

目録

- 一 野邑施茶の金浪利取江戸御用金与事
- 一 野村八右左馬方分金二千兩取与工事
- 一 一向宗高田門流分金招奪掠事
- 一 世村京所部屋取入事
- 一 野邑兵助所部屋之養子仕立事
- 一 吉村久松久徳諫言之事
- 一 野邑家来世田所更張去隠遁出家之事
- 一 世村伴古馬諸蓮上取上事

野色妍曲録卷之三

野色施茶之金銀利取江戸御用金上り事

梅檀ハ二葉ハ香ハ蒜ハ二葉ハ臭ハ元氣此出而大に遠ハ
 人名又此の野村ハ智祭のあれとも元氣出処也智の働
 処大妍曲ハ大奉の成ると一人役故ハ私歌倭妍曲終り越中
 守殿ハ頼私真加ハ相叶ハ信大役加ハ所厚恩何とい
 て可穀哉唯旦夕ハ百姓を極育仕所上ハの勸油以仕り夫
 牙私家ハお侍の如素有之徳病と治さる又輕ハ素方ハ
 丁少茶味茶と中領ハ不殘施茶仕中ハ相中ハ當年治事
 中ハ仕度と此歌ハ越中ハ殿何志公もハ附律古ハ歌ハ世
 邊ハ此可仕と此仙身越中ハ殿ハ後足ハ管ハ茶勸ハ相
 律古ハ素梅の用言歌ハ此年ハ多所中ハ配り出ハ所



限所限上人を始り或ハ二帖三帖等此等皆施米一紙尚
在中多村限名を乞ふに相済は妙法を諸病を妙薬と申
節々人公施米と云致す悦敬深き百姓は二帖三帖を此
是非と貫人の廣大なる業救へ所を在り借も難く所を在り
万幸極と登悦入り其よは耳のり腰の立眼の明と
申くは業此評判を乞ふり漸早度地成も出来り此のみ
金よ成り順よ成りり然る趣は江戸所用金三千兩中其
今ハ奉所も元々勘定成律古場一人役も唯一人此心成
方り江戸に遊舟可指と申後野色信奸思業と極先
所奉寄所と名立又村方大臣十三人名を元不残大勢
よ料理振舞て戸節り等と云はれぬ新設大奉所智
江戸出是ハ難と事と大此役義雲村と可り金子以指

出ス物成れ申は度の振舞音伝と云徳利有臺前ハ小屋
と悪ク三界ハ美味酒登識ハ無量昌の心成り暗中律古場
出と皆と酒と云其身を少く酒と云りて四方山の物程
の次はよ役人の成りて節りりて成不便と云能程よ此人義
事ハ借も此を施米ハ事云又萬貼して可成と思不度は
去人ハ武帖三帖寄指四方人元業救五十萬貼程出り
是ハ妙なりて是らる事と申しと人夢龍腦徳の冒険
言出のま程入り候よ我ホ千石意物成十年倉程ハ入用
影成借金の例ハ入りり殊々不痛ハ成是ハまじりくは僅
く此は吾人等ハ少宛の事等と云金名と申の取指可成事
と云所方在方はよハ新設の大を以て去人役ハ何の借も
畏皆と申ハ所限在色ハ村限ハ九之七指上と云歸りり以

よと辨七馬の方より出入大悪人が多く市場相續おのり富田此
名を去る事更因かのおおしこむと同意致町中事合在方元
登元の家合此座より出ては真加候の事いひ方も此の如
極よの意思をれそとく莫右の金限の事いひ方も此の如
何もせよといふく時、此の施業と思なり、此の病も驗有り
此の事いひ方の事、此の後の障りも可成事、此の角一貼三十
式、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
出入り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
れ富田村、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
下と、早二ヶ村、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
人別と改め町におおし五十五両百両と、此の障り、此の障り、
此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、

よとと施業真加候と名付白洲と合名と並へて、此の障り、
り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
村、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
五千兩江戸御用金、此の障り、此の障り、此の障り、
と家老中の列形と取法、此の障り、此の障り、此の障り、
合お海てあり、此の障り、此の障り、此の障り、

野邑御用金入の表七馬の方へ取らる事

野邑を以て、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
随分、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
上ヶ、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、
金子、此の障り、此の障り、此の障り、此の障り、

好色酒肴如山子依服と成長して次男幼七成長娘も出
産して子六三人有他不化玉を郷言さ流る凡史如夢非
たり所末と子施業の事公座思ふ人方れも月日
酒の唯其控執も恐る所方在方公事新法と少子
福利の利非の非正道の白と樹と少子其負偏頗も
しく徳を奉りと下とみ悦とる氣の毒千万如る事ハ公
事も肩より方本より限遊致して願不う一家成悉く
取上げ願所金帳の多有れも月切うして皆律七馬方
よ納り和曲金と勿致後少を業名願うて公事詳論ハ
云々と止しうり去後よ越中守殿の戸所不指と致よ又五
千兩の山田金と其律七馬の工史と云は金子難潤勿論業
名乃山田金とて名入の老尼徳入道宗休隨と福者る

れも業々々大分此金銀取うと云其上律七馬と不中
事一切券付に又如何にせん魚もても此法の事も難中亦
山田金事ハ介目よ見もるを律七馬の若く律七馬常
目と分ると之を入の老尼徳入道宗休隨と福者る
云と中と云関り有り付ん越中守殿の戸目見れ者
此國よ名言も福者越中守殿宗方武方金金所用と云り
故よ宗新よ下も事も難成然も急用の金子ハ亦山田金
らて外ハ難出進子法方不埒仕前と業名の金お潤方
宗後返納分記事故宗徳の管也此故よ借りる金と云
潤略して山田金、金子二千両也此地就事と云
うり思らう仕方其以方ハ山田金宗休の常と基
好もておと求と打伏徳知て四方柱の極上基盤と云

野邑不約し多りけ箱の裏下は鐵中寺殿の所道具
の鉄中寺押内といふ賣ふ出た又故中奥所産は二つ
股の獲珠と極りしと如と密り出して賣物といふ寺方
へ系は具所産の道具を中後山田倉家体は賣物也
介此人の不賣山田倉は賣物と早建店とは舞化
玉引然極り中後して出しうか極の計畧は是て不知入
入道寺系りの賣見と日頃を倉乃四方柱の基盤有
り振の付極極人より小判三兩は相求めり直如也大徳
悦次は獲珠も五枚を買求め代金活收得り如く今
日ハ大寺也。幸ひ式日以に中後基盤又此後獲珠代買
よりと一敷えと振舞て極の如く分の如くは彼道具
をハ右留めて退きより備五七のとりて野邑律寺也

方より中中郷中後を箱出しより所故也所又庫
は豈人入きり所大切意字極の基盤箱の裏は鉄の
鏡中より奥の所産の二つ股獲珠失より有る故事
所中故意也此は豈人急を吟味刑罰は可中付見及
はる者より注進は仕る院を中々同罪は可中早く可
中と箱より山田倉家体は此は驚き一世一代の難は
事也中く道々道不可有能み所極り如くとも非可院
内縁とい律寺也は箱より下後吟味役の如
よもの如身今如先よりは若を自實の者故はは方
より二色は道具を買九中其道具を中く
仕中道物とは有て不も好八枚は買九中其道具を中く
上中夜は一命と少助の如くは律寺也は中く

の者あり早建軍舎に刑罰去れ在るは家此
夏ハ諸國不智所人共ニ其方敷極御用也幸
者シ急ニ刑罰ハ暫可見合其内陸分思東正午是
ハ辨古馬を人の心入る何ハ後使ハ政度地ありされ
一彦盗物末とあり海ら道具也又御道具九日ある
難用京師大坂とて急ニ相為買求多代り候て事ハ海
と思へとも是又急ニ御方事知れ合後造作の程難
公的是一案ハ急ニ候とて家老海を是方ハ山
田金ハ運送親類者合正ハ急ニ候とて地所ハ海
候下日此御方何程も可出と内急候難ハ急角少金ハ
てハ將のめ言新とて候上ハ略内急者小利三千兩耳
候様と辨古馬を急ニ御方事知れ合後造作ハ

候上も可仕と内陸とて上ノ急出出入ハ急と候
方子倍元ハ急ニ御方事知れ合後造作と死
酒肴と御札と上ノ急と候上ハ急と候
物と御方事知れ合後造作と候上ハ急と候
出御時ハ急ニ御方事知れ合後造作と候上ハ急と候
所造又ハ急ニ御方事知れ合後造作と候上ハ急と候
ハ村ハ急ニ御方事知れ合後造作と候上ハ急と候
急と急ニ御方事知れ合後造作と候上ハ急と候

野村一向宗高田門流ハ金銀奪掠ノ事

業名領ハ大概一向宗一身田東條寺北門流也御方度
前名業名領急一身田下走り也且方故ハ急ニ御方事
急ニ御方事知れ合後造作と候上ハ急と候

大寺よ不和あり業名領不残一身教是宗門習い
との下知あれも百姓に腹忌小宗者と改め使はれ
よ業名領を高田宗と云く或領と天下公事よ
かれ毎家門の事をも西々公座吹次茂と意故よ此
より抑むく業名領村への任持と進出しては任りて寺
上采と禁制有相し紀と之も百姓も中に合点と
一身田よ法施と運成は事と非なる事細く座々野
村方よと一身殿意坊官佐分利玄法書亦院外僧官
玉寶院の中より多業名領よ所宗門多く有之と故
志年少しの出入故り宗名判般多取らるる村より寺
此百姓の納采改制し任持故り及之彼百姓を一箇よ所
宗門ハ不習今を越中ち上江戸亦留ち此内宿の拙志

際の内り寺に不残普後任り近年多きりり寺に意
上ヶ地改改め奉加付り寺にも造化の任り可仕ハ一身教
よと勸化意難成僧曰又人成可仕指教とな加と集め
寺ハ拙者責任任然と所宗門繁昌可仕と中故り一身田
よとハ専舎大領は懐の誠よ本よ録の分公比よと大慶不
よと専業は事と此意より成りとも此れと教法乃よ
と撰んち随分違えり勸化僧捨人勸化僧と人充付り
て俄り業名領は指越り又非大徳方よと子代とも捨人
兼に代官捨人代官の子代とも不残を申す指教して此
中舎めり是不きり分也付り下知と守分事よ佛法堅
ん此と此百姓た乃悦ひ以上分り宗方を此類の下知嚴法
既よ當領よ一字法よく成と思ふ前不寺く破却造立

此寺の勸化今度所奉の働さうて普請造作すて
乃てくは亦寺に意上物も亦此くは任物も居座を
上を以て度々諸君の情と出しく奉加と成し多うと村
少て七日迄の難儀度々有り振ひて何う百姓の思ふか
殊に以て宗門本寺此下知る上此は守りて敬故り以難
事奉り意所成りて收ひて百姓も亦馬代臺ても
金指と上内焼女房娘此衣敷中へ臺て氣後と不見
り毎りく寺は物運成金浪るも成りて普請料と
らるくは野邊村古馬方有り上七日親法有りは後
奉加金上物是月と有普請ハ殊古馬方介致し中是
是所本寺一身殿と相對有りて中故は百姓とのを普
業名領ハ大概一向宗有り本寺指當石余新田貳万石

余十二万石大小此村數百卒九ヶ村皆く如新ハ金子
五百石其不衣類の上物夥しく皆不残野邊村古馬方
より取納有り少く合志不納相成れとも日頃禁制の宗門
意ゆり多きも收ひて百姓とも多し亦一身田とて少
く氣の物入少く成寺より任儀成居座とてらるは故は
志子細も同いなり是殊古馬工とて金成有り上と
公の付く人成りりり右の金乃内武子兩早速江戸
の沖用は指上ヶ都合一万石一年の内指上を利ハ金子
神古馬方とて是是の爲とて非くは名是細略とて取集
し成れは任類乃男有り越中守殿も收ひて上事野
邊村有り家中此西とも成りりくと信人より成り
中成て野邊具員有り成りり音村又古馬家を志久松

五節は其の久徳武勳有とい氣の毒眉小志とてよ使まじとも
方一金銀より又賞自中め在在所用意同し合と一版の事
と口と同居る疎を伴大場のよる多つゝの常と撰燈と此
長てり越中守殿所回歳とて帰城よりよ万端ホんよ
叶ふ極よ長在合根ハ長与方所喜不ハ限分自中有り又
魚名純海内ハ指与る去年守建立乃金銀五千五百
支出り成干兩割入して左根算留事表留計りして
を羅利と事と解して致り曰子五百支是私曲有る故
り猪子ハ自中有り惣と私款の上とと云ふハ上も能
経り半分ハ上とと半分を私曲りして主君也と云ふ合
よ長分極す此とと私款とをそ又とぬ物備越中守殿上
回御撰燈の事り小株大場の方ハ所成と致し不悦と御出

終日御酒宴料理ハ氣よ入所膳物と洋領も株大場の
權勢大に指ひて幸名領とて多と成合とる人あり
此と多し此野邑ハ公成有り又幸と川とととと惜と
り那く大要儲奸法本とる也

地村京所成金ハ取入と云々也

野邑株大場の上と此就のふとと儲奸ほあり年磨積
り有とよ此と増長して幸名中よ思まおのく又り京此
所成金と多越中守殿所成金ハ入女中とてめつりとも利益の人
明り野村事ハ所成金ハ取入殊り此所獲り豊三帝殿
と多善殿乃所成金ハ後り因懐中殿御家督有りハ所成金故
り殊意ハ威光と云り株大場の諸事賂と唯致り所成
振の極よ此致ハ所成金ハ取入と云々也

金銀文走り神古馬の方より侍り其より毎日と所城垣
窺として重し内を祖宛指与る元来京都より奉公り
其より流ふ人に四條繩子此出生る人あり京都方母養ハ
神古馬の方より呼たり京此客人とし多々屋敷浅子家より
かまへ賂も自中より宛たり亦足先諸親類の貧困あるを
皆嘆たり相懸り階地形と戸締り遠及人乃内より入る
屋方時とけり此有飛借神古馬奸謀少くけり所部倉
よ物清り私存倉の同を流し所部京昌人會難定之万一
拙者お累此後之因懐守極江戸所部極の所子とあり
吉村之松之徳服部と善瑞裁判其節を中より
可有之と唯け事朝夕辛苦よありとあぐさなくもくめ
り一物よ少き事有之故あり

野色兵助所部倉之養子よ仕立事

野村奢り此修り我子兵助と所養君とあり所家と
奪ハ取死朝略と公倉よ持志り子より所實子豊三常
殿有り仕立も可有之謀略して所部倉小密りヤハ末
所部倉乃由味を以て力も有り是世伴兵助あり之は
殿様の房胤ありヤハは因懐守極所足先此極分地し唯
萬年正月出立指り所部倉極の所部倉助と所養子よ
此は所部倉の境立のりく憶ふぬり所末所安樂ヶ極
よ仕立物と内統とありけり仕立きり女公此浅向をさる一
家不残神古馬の所より流しよ高帯とさる一方より神古馬
徳あり貴し亦我と身の所良志とけりさるけり言助と我
り子よりきくハ必以後まで可然と此と越中守殿ハ所頼

中守殿の御殿中守殿思ひの兵助の母は此妻あり
我流有り馴は有り津成如の山公とて何れ降りと
部屋の書子よ可仕と云はれし家督をまはさし地村
方は部屋と云ふ書子よ可仕と云はれし家督をまはさし
ら利と相承し有り吾日と撰んて兵助を沖殿中守引
後ら御志沙信の家申一回りしに也野邑兵助を部屋
此養子よ可仕と云はれし若殿様と云ふ所は此様と
而も吾別よ可仕と云はれし御下馬よ可仕と云はれし地村
の謀略要事と云ふ山公は方信は近代如しと云はれし

吉村久吉之徳練云之事

常々病身ありて登城不仕逼塞を云ふもい沙信とす
と三人あり居出さず越中守殿より練云の野邑を物

依所内縁の事と云ふも御古殿の御下馬は家老と云ふ若殿
権所は身分あり所殿中此立し有り是所家の御下馬と
依所御下馬は書子の格分所殿の住居お叶中守殿は知り
て下馬を御下馬と云ふ御下馬は御下馬と云ふ御下馬
て下馬を御下馬と云ふ御下馬は御下馬と云ふ御下馬
各別の者あり中一乃長信に彼り祖父の吉村は御下馬
門の家老と云ふ御下馬は御下馬と云ふ御下馬は御下馬
之祖越中守定綱云沖頼客入ありて合力を万石堀の
家中此諸士と云ふ御下馬は御下馬と云ふ御下馬は御下馬
かりき万石堀内一家一門は合力家督は死に二十人余
吉村所とて別よ可仕と云はれし其身武千武百石甚所入と
今よ及し如く那り能合御下馬は御下馬と云ふ御下馬は御下馬

るとも吉村の一黨三十人余有り久松一家松又六人
有り久徳武部類葉式十人と有り六七十人久武士別
取方有り家之長者とも此達てや事故も越中守殿
兼列して株七馬の將兵助事初金の表子も此達とも株
七馬の家督此事有り其終り野村の宿所も可也と新
知三百石以下亦野村株七馬の事近年以て骨折所猶
も方相續金銀も之も又是満足深河為生縁りお働
可也武百石加増以下約各千四百石没料是為之以下
金山武百石外三郷五代六人所代四人
此持持給年々武百石以下亦是之を私奉所浦
方の役人別有り以没今度加役も株七馬の事野村水
戸又十人舟も小不残頼り此男助助も武百石以下近
習も可お勤りの事有り然も株七馬の千四百石子供五人

五百石没料四百俵是惟二祖五孫人水立五孫人頼り業高
りてい吉村の事と既も大身も成り彼野登此小百姓同回
先此之身不思成り以上株七馬の形以て此男助助以
家督も之傳合息も之諸江人遊習血脈を没没上推也
若美江等一酒宴花と亦解あり

野色家来由記

株七馬の家来由記野色又と云者有りは者ハ株七馬の
家初基不以味没の事有りとお勤り律儀成下僕有り
株七馬の之身も後ハ取と取と名守此片字以貫
ハ野田記を更とく一乃家先も成り株七馬の今度千二百
石乃より武百石加増長助助新知洋領首尾能て野
以度洋を更とく名守百石あり之野方より没没も百石

勅賜方よりと百支内然りと百支所部倉よりも百支合
四万支の合と貫と公此後より別の御倉と如き之日一
度二日よ一度宛公後より可部と中後と諸人羨望物
活き更々喜ひ有り然る處には活き更々しき事不思
然る賢者やく先一應知り合子成り活て三四十日
病氣とて不出其後死出て葬七馬の下洋院乃本寺と
一新指上心とて持て出きり葬七馬の上祀は恨の刻本
寺成来り居より前より百支志合子と備定よりけ
か寺珠教と今より持胸は鉦鼓搦より存は鐘来成
持よりあつとる像以り葬七馬の上祀は恨の刻本
活き更々何と公像と部と尋り其時活き更活と流
し高より心は熱云此中始中細より活き更活文首

乃私より元唯偏り主君の神為成存活とくは極より上
活より今自所倉よりと頭と刺り道心者より成り刻
名も毎髪坊と付後世此類の是耶の菩提と吊中よ
むと是限りの神賜乞よ出よは本寺成神立の活き
更より事成刻夕小更よりとくを所失念不可有
と流と流と葬七馬の上祀は恨の刻本寺成神立の活
きより成り中と云ふ時活き更中を私下節忍より外
乃思案も出市山人向成佛菩提不可成と朝夕珠教
と今より鉦鼓とく記念佛住り諸願成就是不別佛と
作然きハ佛と成とく是より珠教と不忘り者一明りは
故より珠教と今より提考の像よハ是ハお母より成り
よ私ハ是案もて忌味乃者ハ然ととも前より活き更

吟味役の席其那ハ終レ金拾兩ノ二人技持乃所切来
ト其席より所高不レ多クお働キ其那の所心入能
存知ハ家々眼ヲ見ルを相シ恐ル種佛の極ニ・
思ハ向ク殿極ハ乃所奉云能カれハシ所取立大
奉乃所家老千四百名所子極方ハ皆シ所立身トて無
勿辨ハ所家々吉村久徳久松服部沈田家ハ権現様
より所附人同前此令ヲ賜ル或而シ或指除ケ由キ人ト
所作略々始終不レお叶事ハ以テ辟云如何扱ル事有リと
ても以テ人ト所家トハ賜ル多ク不成其所年若此席各
酒色ハ奴等リ天竺ト利發ル人ト人志胸中ハ或探ル
大奉乃以テ方々ニ所新の金銀ト集メ百姓所人此款キ
皆是且那の奢りト果シ果シ其上云助様ハ京の

所新金乃所貴子み如ク所不定ト水本心可有私ハ合
点不系大小ハ無限父志家督ハ子此後金ト管ハ以
千四百名の知行家老乃誦式公ハのハ上ニ定テ由
思案者ハ凡ク唯人ハハ計思百所出頭トまリ
皆テ殿極ト極ト極ト中ニ極ト殿極ト能
道進ハ乃所海ト唯今の通ル中ニ始終止リヤト
今の内所心改訂ハ多ク奢りト縮キ諸方此勘定
微細ハ仕上ク大奉乃役ト辞退ナり家老職ト所上ク
隠居者ハ是ト乃深ト心極ト悔ミ子孫繁昌
是レ紀ナり中ニ所止リ有リ金紀トは不存ハ私百名
下知乃も夢此間ナり亦四百兩乃金子ハ此法の金

可中後多公下王彦通不存指上ケ作さるハ水帳抄
所産費も可糸と扇付子刺整して毎日月意乃
袋沙袋衣と云ふ之出と考名よる二里西南日長
村草庵と結ひて是公坊と改名して随分文首
乃道心者と分まり借も木や知り金子と捨く賢
人之虚云と愚公坊と笑へとも律古馬の死罪此後
菩提と吊燈仕方佛乃再来の物も云ふ律古馬の墓よ
橋乃一本も之多のハは是公坊の心なりと云
へとも律古馬の少成公不得思痛如の法を交り心裁彼
者も我取之なり汝も一公教も非く成と益糧悪も成
分此比之良も非く之耳鬼畜の如く此男なり

野邑律古馬の諸運上と取上る事

去程ノ野村律古馬ハ取れども入月茂るは此度勿
瑞越中守殿所物納年交以念より以て此言免
明り今も此度尾して惣えとるは分物成は納り採任
農圃も去地大此は福分ありと地面能事と之ともハ
ツかり其と小入月諸運上云掛ら如物乃高成合也
高ハ此と子も如ら此とる一石代は一及平均一石
乃年貢より尙て不本綿の賣買も是及子一文乃運
上有り亦買人の米より口積出所ケ納り事も此年
の依儀教志より交上後役人も能く奥鳥も有り百
姓在此困窮言葉も述如し山田の甚也金西川金と
云者常と氣よ入る古帝の婦若流行ると云程乃女ハ
皆多のく富田も取寄分は造作産たりあり此夜色

入用程加ふるよふと書名領して西川金銀舞妓芝居
或多人形浄瑠璃芝居と云ふなり其申家並一人一人
よれき段宛と分ケ配り書名所中もなほ云とく米出来
ると書名札ありと取り集め西川金銀名利分半の婦あり
乃遣作跡歩すと云ふ割りくと西川金銀古馬の古方に
ひさがり天命よ背き多る男あり其とり富田村よ殊
古馬の下を安よ奉金と建其善法乃結構如る事越
中守殿所居形と云ふ金此間給の間茶金料理乃間慰
りといふ料理事と別世界は後方解なり勿論
浦方漢多近し海色海道多住兼蛤茶金裏より皆
小疋者と云く山田より遊女取り寄せ大坂より小
山飛子の世席と云此色里よ如く元婦若小山常りく

七八格人宛居り其より代圓他不乃金銀と云むじ
屋より為りけ富田村より米高と書人云用高代仕立
と云先回金取人よりけり是多書名の年金分限者若と
殊古馬の内よ入ま諸回は交書名所人五格人中買り
まくと代圓が高代西と云同金と頼賣買して百取
よ六取宛乃金金と取付金金領りの役人と云同金よ
と云代持物と附く毎日相場と云くと高代の大坂に
の早飛脚と取りお湯代と云くと金より寄指引出
勿論は高津所よくとお積込近年松坂よりも有こと
も津所のハ各別如る節道有り諸人金金も此の素
名領ハ殊古馬の金取取上る金金おれとも先一懸ハ殊
の介をり彼遊女所を有り口日市亀山或ハ尾張端

場迫色乃村の百姓も毎日の高家より金銀を
伺ふ小姑の留守の辨七郎方子取上毎月千石奈
り宛敏書昌小隠の他所の金銀入事仕道多清の金銀
とて取上る事も知れり形もむらりと取上る事
外に多清の合点の事知れり色角彼遊女所は西
白さよは所小集り事伊勢路方一宛敏書昌とは知れり
事亦辨七郎も毎日の辨七郎は地小通ひと今の上
是れ見事名の事毎日の地小通ひと今の上
此色角と宛敏書昌の事知れり事と強て北
それハ道多近一吉村久松之徳の一家と除ては皆悉
く遊地男の成り事の分乃風信と分まり
野色奸曲録卷三終

野色奸曲録卷三

目録

- 一 若殿豊次初殿と悪道に勸落の野色奸謀之事
 - 一 野村公事新編仕方の事
 - 一 野色新地遊女所取上る事
 - 一 久使古集人婦子集人変
 - 一 相刃酒匂砂渡之事
 - 一 地村辨七郎加増并系宮之事
- 附家中強勸野色悪逆處頭之事

野邑奸曲録卷之四

若殿豊次市殿と悪道勸落に野邑奸謀之事
越中守殿の嫡子豊次市殿は四股あり二男は嫡子と
死去あり二男嫡子と立派な後因幡守殿と云へり當年
十七歳より海小迫年の内は戸小出嫡子と立派な管
こり生立も能く回えらるは嫡子と立派な元服あり戸小出
公儀は衣披露方り首尾好相廻り當年入部成り荒史
成りせり幸名らる野邑忠事あり戸小出嫡子と立派な
殿利登りて嫡子と立派な感し強ひて計の不出願也
然るよ大奸謀は嫡子と立派な勸唯存り大名荒り戸小出
弱く諸人の口はけり者とあり武士の作法あり戸小出
内は戸小出荒り此方強く後静の能く成り物ことなり

と勅し、故より頂日多金、種子荒く、如く、其の上又、因、
成、ハ大名ハ、都て、腹ハ、借、物、ハ、御、母、云、極、上、也、
女、之、ま、は、浮、く、所、慕、ハ、い、れ、と、敷、極、ハ、所、威、光、之、兒、ハ、
く、如、り、中、山、江、戸、志、所、名、極、上、御、母、云、明、り、由、部、金、ハ、
家、且、並、上、と、い、中、故、ハ、志、此、事、を、利、と、言、り、御、母、云、
ハ、大、事、ハ、不、存、り、當、り、流、ハ、漸、々、日、ハ、一、日、注、入、極、上、
對、面、と、い、く、も、其、言、を、甚、と、審、り、見、ゆ、り、少、く、言、り、
と、中、山、江、戸、志、所、名、極、上、御、母、云、明、り、由、部、金、ハ、
向、極、上、君、を、れ、と、我、う、存、り、子、り、極、上、所、極、上、
と、歎、り、く、と、い、く、所、ハ、言、助、毎、日、く、毎、日、死、親、極、上、
和、り、く、と、大、兒、ハ、親、く、亦、音、信、相、之、金、指、自、也、ハ、
極、上、方、と、い、く、極、上、所、極、上、也、大、兒、ハ、滿、是、く、く、極、上、
也、

れ、と、秘、藏、子、を、無、物、を、利、と、朝、夕、懇、切、り、其、上、頂、日、
ハ、極、上、也、不、他、也、方、若、敷、ハ、上、り、く、是、也、最、若、紀、内、
也、
中、山、江、戸、志、所、名、極、上、御、母、云、明、り、由、部、金、ハ、
多、勝、負、業、家、也、と、い、は、り、殊、り、當、家、所、之、極、上、
ハ、大、坂、所、陣、甚、思、山、表、此、語、の、働、ハ、所、自、身、組、討、武、騎、
所、心、負、也、武、勇、没、明、り、中、山、江、戸、志、所、名、極、上、
老人、の、言、也、と、い、く、人、云、お、世、中、切、明、り、ま、酒、多、
是、人、
間、此、樂、の、才、一、か、り、公、方、様、も、是、上、之、又、大、殿、様、
上、戸、方、り、確、云、惡、事、仕、り、時、と、代、は、は、ま、と、
三、界、の、海、也、魚、也、若、為、と、洞、へ、在、勸、大、名、
事、明、り、自、中、り、と、い、く、所、極、上、也、と、夜、
と、何、事、此、歌、ハ、と、い、く、由、極、上、也、と、い、く、
何、事、此、歌、ハ、と、い、く、由、極、上、也、

よみ梅ひひる後と尸故よ若殿より紀くと梅子留り
大酒大乱り如くさう強かれし以の介不引政あり御幼
年より付さ奉侍御守り矢守御助達と諫云りより
暇く心強く尸より御家以不退因懐守殿日以野老の
師通より事つ可を乞くと思ひ流る所席をまひ推糸
御ふ尸條主人不仕付此分分と授けよ唯一討り
首と切落し流る是いと迫智法人大死よ強く節よ
世色早速走りあり何と事と所心物らぬまゝ多御家
記うちより如柳の支有る物りいと矢守り死骸と所
付て御心も直云上可仕いと此後風相漸くあり御部
屋より大死り悲しみと諸神法善薩に祈念のとなり
けい後益々荒く如く流るる寺所の者も所召連成を

人御も村ありケ柳是事多を大事の所家なり相續
お叶同後と家中此評判以の介あり其上も今年も
冬枯れ大流然り節律古馬富田此下金友よ所供
尸と遊女大勢はんと所氣よ入事り此宛行進むり御
歳多ある年の字中あり大死よ恨み流りて強よ律古馬
を大敵様乃出頭此を極あり強よ松家老ありと此不
出頭より所め成所業と去り次より事と富田通
ひ後くを每晚律古馬尻かけり如く家中の若者
とも皆こつりあり騷かす佛神の徳もこれ果たり也
律古馬つう下金友より三味線小歌乃遊兵大酒吾家
中此若者とも膝紐よ如く律古馬流るると是る金
銀を水の上くよ入此友よなる備とく強り果たり物

う因懐ち敵之の公殺塵も亦く空夜たり富田り
所産放将干萬敵も在命とて討用之此在命之後
大角の上も十方なく一方るは敵の悪人非唯一年
乃中よ大方仕せしむ沖部全も実母もくはるは連累
同し事分り兵助と敵棟の御養子よは敵は是禮よ
是有る神と内公思はるはよ大借聖年、因懐ち敵の
戸系府方の姓名もくはるは一當年忠因、は使(海)に
所討命の養子と兵助と家督よは命、若知くは敵の
とも分地死當を可有也其時を立君よ是の後の又
殊の不在能事ありとせり、新田忠三万石所隠告領
よは命、と名と付り用意あり天道の眞將也り

一と事家中小吉村之徳久松茂除ては姓七世、方は
り常は徳音位めて不断白水乃流く、新下族よは
よは如如よは如如地を去り迎は、不思後男又悪奸謀は未
如所と肩り敵と若は命人、はるは娘も尾列清水甲斐と
方小飯付り、越中守敵の落胤とあり、は諸道具も梅
鉢は彼所と付之、是人、はは命、是者、一云も不
云偏り天物也、は業あり

野邑公事新論仕方之事

兵書小者事不可乱と云、凡人倫、は智急行能也、非
は古語眼圖時、不知黑白、智圖時、不知古悪、凡人此智
か能、は如之盲人、一智惠乃難也、天文地利、日月乃以
道若海、は汝指、列もく、悉く、勘へ神道佛道、信道軍

法老莊死生存亡して皆人智り謀り知る感ハ一家
此祖師傳授弘法も常の人有り種も人此是也此也
とも其智も吾愚此働も事も物も随分将もすも水
とより不龍骨車有り羊以春も確有り巻もろも輪
かり車も穀も積もく自由も一取も代もあもと海も諸
事智恵も働所亦悪も方倭曲も働も及け吾も既愚
もも働も野村も悪も文智もゆもかも物有り或時愚
と湯水の公事有り公儀所評定所も沙汰も成後印
勘定元見もみも系節律也愚工吏も古田も今田也
三四百名此場と極付と七次加と地田ありて荒地とせり
是らの役人元系時は所と見も本田此上向もゆも此
い飛山嶺も新田不可叶と何も造飛もゆも働もけ田

此も湯水も孫所りケ所の目福見辺此公勢成極一
人多くかかり此極の利益もすも元も大悪有り亦或時
輩名の所中も強札もゆもい家も其後指匠ハ火と舟
燈拂乙と書りりいも律也愚方り浮を有り律也愚
ゆも屋も多も亦札も可強系公獄も捕も可本も中も信も有り
三月月も捕へも来も有り律也愚白例も出て憎も奴も
有りとも此身もすも死け火札強多も人も逃散も有り
札強ももいも人も之も科強もて括も有り是も不田此
裁判も云有り我中も及耳も入右此子細也有り律
也愚中も火と舟も程も者も札強も不及沙汰も
火と舟も大派も人も中も色もも元見隠もはハ一
て亦二度強ハ律也有り火と舟も事不可叶も小氣も又強

二度三度々如ぬるハ罪大化ハ怪ク小氣者故多ク唯
人存ラシヤセ成リ然レハ仕置ヨ仕テ追テ入ル事作
越中守殿ニ付極光ノ事ト云々向クソレ建カレ
ノ類登的ノ事トモ云々不可集ヤ智あくマテ
之者多クも王法利益ノ出テ信奸ノ節有リ悪ト云
要此根元ト云ハ誠ニ人志智急多可也更一公ニ所白道
眼未多ク

野邑新地遊女所取立ノ事

既ニ律七馬ノ事奉名領新田大ニ指ニ當石乃高今ハ思
修ノ子ノ内リ極リ後ハ少ク年貢諸運上知ヨ之役と懸
ル事夥表比下百姓困窮律七馬ノ事人志私欲多ク
惣ル年中ニ集メ修ル私曲モ万石余宛毎年ハ納ル然

ルト云奉名領年々小大ニ枯果ル然レも越中守殿少
辰公不附亦皆地邑方州ニ誰モ人々ト其内ノ家
東海共交祭心此以貴越中守殿ニ付唯事如ク使不
修リ心ハ後ハ大別石同ヨ見得テ別業モ亦ク其内ヨ近
律七馬ノ事立テ富田ノ新地福新大ノ律ト勅法乃社洋殿
筆表水鏡ヨ取立ト建立仕テ京都吉田殿ヨ正一位
ノ神官ト立テ社堂神主別當ト付ル以目福見ノ根元
モ新地社代領ト名付遊女所ト建テ善法如キ見立
海富田乃々ハ小度大ノ仕置トテ京都大坂山田ヨ遊女
大峰入馬ノ家並ヨ五人七人宛有リト料理茶也ヨ如リ亦
野節花子ト云ハ舞臺ヨ名付律七馬ノ事ト有リテ遊女
故ヨ奉名家中ニ錢所中冒帝逆色ノ事方集ル程ナ

金銀の納り事夥し近山有る事ハ其女乃客又ハ枕
うと鉛式身自充野市之取上り運上之再角一銘子三
分の運上又月ノ孝金是形ハ格ハ充運上出分多ク
ハ百文此金子ハハ四六十文充ハ律古馬方ハ内ノ
納り家中町中村ニウ包くと野邑ハ路ハ取上り工
面ニ格上取上り以是ハ事ハ古方推考も其ハ死
るあり若敷孫多大概子付上ハ衣角蓋も内ニハ
早ハ皮去類ハ取可取上り思ハ行り程り

久徳古集人嫡子集人事

友リ久徳集人嫡子父生喜ハ首三氣あり一子ハ披
拓下取ハ成長利榮一今絶之父の家と集集人
と云母常ニ教へて父集人ハ律古馬ハ奸謀ニ切腹

親ハ仇キと云り去れとも慥ニ表立ハ事故丈とも極
め難一と云故り内心ハ意恨と合故途中ニ律古馬
と見ハ度リ敷也大此ハ整り白眼付ハ格リ律古馬
常ハ公衆リ一古集人切腹ハ編ハ内心ハ有リ天志
地知ハ有レハ者此眼ナシ我合意ハ律古馬ハ
男利榮リ見由ハ以是難ハ事と云ハ格リ集人ハ
伯父久徳武部方ハ見舞ハ之我切腹ハ今世
此理是あり武部も回家ハ格リ大憲此野邑ハ取上り馳走
公ハ料理と云ハ酒堂及終日己事ハありとも
分るりと寛く酒宴教利ハ取上り律古馬ハ集人
と呼出ハ對面備ハ成長リテ聰明ハ版キ云ハ親父集
人ハ是ヲ拙者同役リテ此地中合ハ然ハ是ハ律古馬ハ

所を以て事は事と云ふ事人常と云ふ一子出家其れは
九族天下に傳むと云ふ事者子孫に傳はつてを人の出
家と云ふ事と云ふ事者不幸めと云ふ事と云ふ事と云
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
扱と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
大にあり福地慈寺の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
又所家の事と云ふ事二十人扱扱を寺僧と云ふ事と云
乃佛と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
り既と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
若くは佛と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
かつてけり存る佛地大馬の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
集人死去以後に世に成長近所扱扱と云ふ事と云ふ事と云

慈意迎奉の内には出相勸めりて中受悟りし且身不
肖ははれども扱扱を當集人伯父とて出せし不調
法後見仕是迄成長仕り今日所酒乃上より出せし
少河と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
思成り事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
中此若侍以是不不不不不不不不不不不不不不不不不不
緒侍中事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
此其上の扱扱者共悉一家一類中事と云ふ事と云ふ事と云
預後り事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
相討り安否事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
衆明と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云
大查り事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

故り此昔哉其出く酒の上りち風中あしうり言
こと酒と吾んく大生碎りありは死くと多つんを
く玉極の酒は碎一云の此音もなく式部は酒の碎
を相もも不成ゆくもくも以引きて去園より出て
御帰宿せり式部は音よると頼は公附て儲多神古
中へ逆意有り隼人へ生害哉野邑へ奸謀と公を
は極めせり野邑は己が悪逆以憚り隼人と進め出家
とはあくめり之と推察して吉村又古馬の久世五節
左馬のし内殿してかの神古馬の始原と物語り多しは極
唯向く次巻角野村へあつたの終は仕事くんとて尚家
滅云は疑ひかへし何卒我て二人へ合多敷極し所死や
上ん志られとも野村へ悪事此を極も随方同くして

吹味書之く少くと卒忽越夜はく極二人寄合
終合氣は不知密と此評定野村も言て不知り
久松五節の馬の中は野邑う方り鳥屋の古田帝と
く物生保此より有り之を相を後者ありりら今
多上て此所人より如り徘徊を極は此は方へ引れ
く白状を極極はは方可有く是方隼人新田極とて
悪云此中分御極極は遠く切後仕り隼人極の
悪言中次人は非極極は極極は物極極と思わくは
表四節り仕業をくく志られもは事大方るは上り
極分用くもて言わく極極極の極極極は極極極
と此の節は極り相勸酒向極極極の事越中極
小極極は奉りは極極極と極極極極は極對極

因延引の如く先江沙流より相易所善法抄海
近より各事よりなり

相易酒匂砂渡之事

天地の變を不可謀宝永年中より富士山に記し
より相別小田原近江穀を既し酒匂川と埋り水
流遠て田畑大荒し又洪水の時を以て田
畑有るを新し地頭大之保出相守力より中
領より大命を以て極し檢使見よ味有り所
使善元白人
所代官中并大勢役人并附善法場結丸此
徳大者
和泉守殿酒井雅樂松平越中守殿二人
に記す
家ハ皆大者中より友堂ハ大身なり砂渡
之事より
勢より諸士役人大勢下より又酒井殿ハ人
足此後負

各事歴金古金の法取越中守殿より
省役人大勢より三所の役人より
不取極めて相流は皆し
よりより濱邊は相運ぬ
道より有り多き田比乃高し
里計り下小舟人
是日よ之に中く
堂酒井より名頭不可
屋敷は高可仕と
用云々と先達より
兼名中此鹽は切斗
舟曰又艘より積より
小田原酒匂下濱邊
小舟より

知と波て其身静小田原より来りて至て小田原まで其
こと忘る月意波洞あり先越中守殿後不見若しと幕以
張勢新資金厚風と之をさすり且世百人組頭四人新資
看板と著也中同武百人出得も新と看板と忘て後不
を大身の活人動定頭始り加りて中同日雇の入札と打破
り毎日日雇の小是近此由り小加持持去人持持も増後以信
先毎日福流しけ後有去酒井の日雇も板者く上居越
中守殿の役不より極上西しく初日持七馬出さる
儀役人中より提重酒を結構し仕上ケ酒樽と運の役不
り近自中より為善日同と備に能き奉りと云れ初祭の
日と五千金より若人足一日の休定中付ケ下席まで酒と
吾せり各別志所奉りとり振ひ登事りり若堂殿

酒并殿を町人志法員あり皆金銀三方取四百元
の上り増金有り莫冬乃事も如く細りよ地色持茶
のり心系普法より且くその令指し不出者三所
町場別道より有りはなり亦新より場所の旁尔紙
幣亦本綿昇と持て町是間と改り酒匂北川の如く桑
名石とを回より或り元投入より通る所事以爲
治井と諸人合点以ぬ是の砂川より北水の底知り
あり石とつと其新よりみ深く川筋探ひて言下
と平均あり借彼も切り法と川上より運ひて場在砂
次六分目程も入る何百とも流す是世百人所
よ廻り其意も中同武百人并より日雇たの川中よ
ましく竹の志も若くは附寄流に彼石より下る場也

り桶に流さるゝと流すは瀧の瀧より下流と有り上々
砂と可於所より打つ桶も式三格も如く常と川乃
中流に上る上より流る瀧迄とて桶屋九五六拾
人奉名より馬色又逆造より鹿の桶のきかと入内
竹も奉名より奉名より随分自能さるゝと借能
見物し所と定ふ所は事すと向う人奉名萬人入内入
所を控りの人奉名より控りの仕方無頼志利祭
若き酒井殿と家の善法法屋所人とも是を能
仕方と思へとも急は善法難網去れとも逆造より
又是諸方此法屋と鹿と皆此仕方より初め
并古より工事あり西家善法より二二日月も早
所場とは逆造より此春一番より奉名より歸より仕方

九人の及番より北より次は奉的と正道より月ひの上と乃
没人家老と可奉也他回化不までも善き後より高
群判り男あり公候より首尾を能早く持の越中守
殿所地入る所く不意はへ能所とすゝる此地より

野色律古馬加増元泰宮と奉

附家中強動野色悪逆元泰殿と奉

當年越中守殿帰成あり今度野色律古馬働
直に能仕より加増百石揚り高千六百石所揚物
降領より大比より首尾能法権勢はのりて家中恐
と成り居る兼に取立終此の今日を思へとも二十年
より成り居るより奉名より奉名より此相終はのり奉
村久松之徳家中の者より頼りより奉名より野色悪逆

と可申之に如し 常憲院様御他界世間様便に
家中此騒動不可成と皆遠慮あり天命の是に野邑
の夜よと云ふ吉村又右衛門随一志家長に病氣と云く
もさかぬゆへに者とお記者よと云ふ命 亦久矣ゆへに家
老職と追退ヶ表方より出く可成漬と云ふ故よ
およぬと事尔振と野邑方此者も終るを致し吉村
又右衛門家筋と云ふ病氣も事家老の勸かゝ家老職
の野邑も人より相勸り然れは所詮益此家と職あり
表役書頭も如く役金出く可成可成にたすべし
居く事若安太馬のを辨七馬のり留く可成可成に
と申之終合あり可成久松も此中よ居居あり可成よ目
論目今少く早更よ可相相極よ可當年ハ越中中殿

も在國ありけ法よよ申命と野村工吏と極めく大
概取回次天知り此命の習るも吉村之松は更次
少座ケ悟り次更に亦當年ハ江戸より天下順見の
即日付中官前百姓も新出の時ハ當家の業否
も及命ハ免角辨七馬日頃の悪逆並く密控之候
一と所辨訟可上と殿よ一更く可成小は度野邑
取ひを両太神宮上余信仕り度と願ひ可成早速所
賄猪子次更と此事ハ其華美越中守殿所余如
と道に可成程あり者十分之時成り可成牽馬式之可
道具方ハ十五人中小姓八人常務家裁釣も在當緒
式目成警るは花繁一世一代是活慶可成野より此
百姓如新ハ新一生の本中ハ兵助如可成人友同は

よりけむるの内より吉村又古馬の久松五郎は為久座武部
彼等より一類五十余人表者頭里川平丸馬の成始より
く野野彼乞士とも百余人を束と込内とて連判の
嘉光の服ア申女械と九次よりく三人の家を宅城寺
野邑律七馬の大悪逆信終急を所刑罰を所行り所よ
是飛とも所紀の女然私たう所度りりて如何地と毎
可又所身奉預禱

一 律古馬の大奉り所身奉預禱所施業仕以
後より割所地下所人百姓より八千両金子取上
私欲仕り古史

一 山田屋元古馬の以初暗基盤之寝決決所
用之物盗人より是法之金子三千両取上り古史

一 百姓居所を所免許之儀と中陰と以後、賣之買
上ケル代金より様り是萬兩之金子私欲より取上ケ
作史

一 従古業所之白魚蛤より運上取所領内本錦
着茶之口茶掛ケ旅人荒泊宿之死之役候
舟付乗之運上町中掃除候とと色と法法教若
皆律古馬の私欲より仕り古史

一 一身殿流之宗門本寺中合百姓とも説法之上
勸化ととら七千両金子取上私欲より仕り古史

一 富田より下屋敷と梅の不和意より花簾とと一魚
以集め京大坂山田より遊女野郎以呼考之候
仕方其上より新地之稻倉と取立格女所と立

親友の集家中在不残金銀と傳ふ一風俗
悪く如くは運上傾城若き人小松代浪子野市
同く酒の銚子運と年中野色方に取上り誠
に天命背多執仕方之也

一 米賣買同金と之親友金と取り集りる万兩
余満り所人其出立り政も他同化不し損金と
是ケテ不残私款ニ仕事

一 久徳隼人後貞伝は相前は近信好と云み彼も
終云所外若しよと切獲編律七馬の若人の所業
仕の也

一 前方石田祿七馬の彼少交得る其処は以酒器と
抄果一其以後胸當乃悪謀主若以周す仕方

之事

一 若殿極品常は所生立の処常く酒色と勤め
小寺討とを勤く小荒く仕立て其上は格女所
よ由供仕り空度の方ヶ成なく不残律七馬云
此以後所礼心と一々可奉押巻との思案仕
之也

一 京若所部金よ取り入兵助と所若子と云く其
以後は若殿極と返兵助と所家督可お定との
工也之也

一 所分下百姓とも困窮は介所中家中若り困
窮律七馬の若人若若りよ成果中の也

一 律七馬の家且活也異見也一其身隠遁出家

仕仕ヶ所之更共ヤコ方小公限
右千三ヶ條以神又所須奉ト

吉村又古徳門
久松又高久徳門
久徳 武部
其外 諸士

越中守殿實見他如斯是成於實正を大悪所り然也
と毎答の莊重の深意細逆吹味可中付同を西と靜
と死有るは初と少く我不撒燥非くは何死也香も元見
還此人句り去程は辨古為と京宮よりと下向所後ト上此
度家中不残去程と配り益威勢活りりりり曰吾之
て越中守殿野色辨古馬」として其方更京都より出

く金子又覺仕可中我居居此死ひは命」とも不秀入用
在り亦京都還為各近年の心苦も今何りて中こ
は度ハ我不忠君代をれを以て花葉よ可仕とこ辨古馬
を畏は心も不付して花葉よ人数上下六十人程に連
動又を為りよ油とと祭足は野色方此西と大勢見
送り出之遊舟因果の順り事の時節那り

野色妍曲録卷四終

野邑奸曲錄卷五

目錄

- 一 野邑上京留主籍牒由所吟味之事
- 一 野邑一黨之緒役人被召薙髮
- 一 野邑律古傳(七)石捕事
- 一 公儀順身中(七)斷髮事
- 一 野邑律古傳(八)亂之事
- 一 野邑律古傳(九)死罪之事
- 一 野邑律古傳(十)落着跡之事

野邑奸曲録卷之五

野邑上京留之諸謀面御吟味之事

謀計を眼前に利潤を利とて之を毎終るは天道の所罰
 と如くむ。如斯とて之を凡そ盛り神きくは亦
 徳を時を滅亡此期思ひぬ物に王氣を然るれを器具の
 事ハ思ひぬ物に謀計を尙ら首尾好成り之を謀から
 終る器を物に謀計を尙ら首尾好成り之を謀から
 多きなり亦徳経を急此偏く人も稀なり同國野邑村
 日多野郎は八石代此小百姓貪婪なる者此之男は同邑小
 て加伯此之身司と如く初ら所音ハ己を人志心とて百
 民困窮一身此奪成極の利ハ巨君の家と奪らん此
 在命王爵とて死運よあつり越中守殿ハ吉村久松久

徳、朝の少座落の辨七馬を京都より登之密に
又日之と云は出を野村辨七馬は預至る諸様面
とも和く此者可見物も此に封しと志く可指上こと
亦以目付取人亦以此者捨人計急に指越をり又辨
七馬の女房の内縁も之故り以り其奥方より云助
に京に所給居此方より出向助者一人在宿明り其年故
り何志ん不附何也所同此地不存奥の居同志
庭此文章苑の内より納めて有之様也とも長持より二棟
有之當庭此諸様由表此苑より有之二棟は同ら所
鏡方られぬ細より中次辨七馬を入り者も目付とも中々
辨七馬の封付乃地有也と如何はより島又當庭此相下
可又成殿様所直此所為をれは指上言とこ若一廟り

其後より指越より為ありと志入島又より封越為持きり
斯言所殿より指上ると所内證乃所庭より所不より吉
村又七馬の之松幸在馬の之徳武部服部半藏口人其外
所内證言より長持是証此方の誤物と打え分り一内
の諸帳面とも不残出り一内御共り内より一内此互
古と指越へく之れ封急任りて為持あり一内御尋乃
帳面を以方の所苑より有之信く辨七馬の當り此互に
其任より内より一内此と証又より相度人其方の
封の任故り何人も附次亦入在り一内此をより一内
も借越中守殿所奉りて吉村久松久徳服部より
志志く若侍とも志志り一内帳面所味取出一内此
先一番より富田村の在女所乃運上金毎月く此仕切物

定帳而採へり百姓居屋を賣上テ一萬兩出金
帳向年貢納米此を採米町中致残稼人の頭致
舟賃此運上諸部定年中一萬兩余此私歌
毎歳こ如是帳向怪にお見ゆ其外關不金之料
金籠菜の法取村中一向宗此取込色石致味
有り越中守殿大起し驚き日本一乃大治人太悪
人此不我驚り先京都は居居神出也也
右捕可来久松五多は其可余給人侍難と五人是怪
三振(道中不目之振よ)と云捕よ以後一系部
町奉行より可也 当地出立夜中振くよ後と振使よ
人不知振よ振らるると出拂り

野邑一黨之諸役人被召書事

四六日同有り諸役人不残登城立金一迫て天下順
見使此系付て所為すこ此後有之と此筋有り
亦兵助助双兵中用有く系別成溜の同り出可
中と有り何とやとけ四六日い耳吉村久松之徳毎日
登城立とく駈去公に雷田よは只ひ多也政人是と也
邑方江何ん登城仕多り先之助助双兵守何ん年寄
中列座の所よ出ると久徳武部中とくは所意の依
脇指取られし中時よ若原兵四人先急と没をり
むらくと走り去る助立拂向と振んと此れもけ
節よ取り多る稚子り鷹の如く此大塚寺舎局時
よ兩人共り右捕吉村中居るを此件也大深人天
今よ宵と此士法邪曲け故よ世傳た同派神也馬下

著すは思川平丸馬よは頭籠獄に命しと何の造
作をかくし知し候と入せり備其不役人
と不残廣間へ指せり勘定頭郡奉行所此小奉
り普務方仕事方甚不頭目付役小掃方舟役人
代官とも拾人計代た不残候乞五拾人出せり武
人三人免り後多悪く不残と入せ吉村亦丸馬よ三
十人久徳式部よ二十人入頭格と此不残等り其
昏方よ新巻櫛普務出馬不残牢舎よ二節付宿
不不残關不勘定場と女籠より多追申番人より
唯一日の内よ不残を新純侍在役不残の由候よ成
甚醫助げよ軍此虎口乃りとも聖撰十文字よ是り
廻り多誠よ目と當り是り侍有教アリサキ今日り限り

越中守殿常よ加り酒一漏と不香度間へ出く下
知候より流の流よあとも多し事多しや大
量此越中守殿不人不可及所中よ多し後多味古馬
是近味法の私教定と地下人可及困窮同類の法及
人よ残札の仕置よ不役付上りけ五十人此家残
次所中よ下り中村中よ不出諸帳面よ記しと分
敷可仕り亦在中村よ不役後多野邑群古馬門私
欲偽奸露候仕在り来付年月百姓可及困窮味古
患と勘合官百姓富田村齊之儀足付地庭村持之患
所人五人西川島屋禁獄中附新地福荷者女所
不残百姓とも取り取り条被却可仕とこ百姓原大
よ不残の事よと亡所同類よ成る事名候

かれもせめての腹せよと諸方より百姓五拾人
百人駈来り村ころ大勢新地の遊女所と打破り其
まき舟より津浪の打上るぶぶとく遊女白人野
郎四方より運送り合戦の虎口此ぶとく所り百姓
一篇よとく殺法此別かく知と國所と云ふと悦
く打破り指と何と色持ゆさるも指は新地ハ
眼茶とては妙しとる神古湯の工更とて取立運上よ
多持純奢り強極め若り少く是問よ滅云と女
々利是若宿純大乳越中殿んよ少く是若若表方
よ出よりさわやうふき云とく下知と傳へる借京却
よと神古湯とる捕る也久松五節は其方より左右
遊と虎脚とるよ登より相尋運卒の周果即時よ

来り

野邑神古湯とる捕事

久松五節は其京若若智野邑神古湯の旅高ハ二
條沖山あり大夜と傳り言は宅白湯赤名出は
高ハ大勢六七人(或は運り)はよ在京北内大勢を
難ぬす、所家扱と故よ赤行或ハ難人を幸名り
帰ると日雇の上午白湯皆帰ハ御方行と者武人
中小姓六人下僕拾人計とて居きり然り神古湯ハ
京若若と其傳は赤其不の遊不四條赤山此をよ
毎日遊山よ出海上と學下あり皆と其事は其所
家よ出と格山とる御方度り久松五節は其白川
所り旅宿仕と聖朝早と出白湯是惟仲間ハ其

服野の菱屋方は指玉辰の刻は野色林七馬の宅に
可来と中倉之書云多馬林七馬方より所用之
儀有當此に出た夜茶以候中六馬今朝所奉
所所に座敷出中其方も同通で中と云ひまうり林七馬
早速座敷に通しと野色林七馬の書も不存無由
法住りの扱所用之儀と云所と云ふ同り急て此給人侍
中五人其らくと其りより表より足腰二十人堂内以
し小押五人より着意者以中同皆志つり上内以帝五
席左馬云ふ其林七馬より所為此事有條葉名より葉
中同前へまうりその家未此云ふゆりて道中筆興よ入也
可也と仰付は押へく大小を七地取きり遠北を所也
より地書自害切段もせんむゆくと云生捕立れとも葉

名より歸りハ何極中同も侍り候と可立と云ふも思
い云上も毛中あり新と京部是事以り所中大と此
是より廻り久松五席左馬下知と少衣不若松平越
中守家耳ともこ因なり以候り如是則急く用意此
板書物より打入番人より足腰と付て久松五席左馬より即
時より所奉より出さう松平越中守家耳野色林七馬
ハ重子罪人より二條池小碁於借宅より左押回中一
屋敷の儀より所奉より中守と此事以り所奉より入所人
敷りても入中を侍り遠慮可り越と首尾好く借家
人ともハ不候少く踏金以是より不候追放一借也色林
七馬の板書物より随方急記屋敷此別も明く一日
一夜乃同り葉名より名七利別久松五席左馬より

又頼朝の事

公俊頼見中の断被中事

越中守殿之世双志別將白湯家筋も各別あり
は皆^時天下頼見之由役人尙付中由使番元長
所より来り遊守兼名領り之由余時天下頼見の事
より断り可なり然れども越中守殿筋も元長
より入頼見中早より出入可侍法度より元長
所方法役人とも亦家老の内筋方有る可なり吟味穿
鑿仕置候り加へり此筋方之世執刑罰可仕由未
當分立舎可なり役人元長之世暫時の内仕置と毎仕置
新役人入付由業内にて余之由通り遊守所より以
後より是より方頼頼見可仕置と此使あり頼見元

長一兵子思へともす之遊之彼是可なり極と形と相
公約なり長修と利美野系山坂下まで出り白子
種より之踊り降り兼名領より来り首尾より相解
帰江戶職より各別志越中守殿あり

野色種七郎の紀の事

野村種七郎より久徳式部上使より事同ゆへ子細
久松五郎左馬より方より来り可尋り

一 種七郎依悪逆より中用莫き此金銀私欲者
所より金を萬兩余有り年来に金銀私欲者
他より遣り或は出入是者亦家中にも汝同
此方へ借用可なり人有り或は吾田より可上私
曲事にも存知可なり人高類此深人上と探り下

とむさふたてて下りて世傳之物部屋に書子
うて取りて家世継よと命に沙汰有りは
後宣ふありや沙汰表所一家中内相統よ入り
人有るや書田り下りてこの事申す之徳集人
海う終るよ書田りと思ふ沙汰の事しは白
状下りとの書子

殊七聖の書田り取届ケたも終る書子新以て
高著るよ書田り

一 年来私曲度太忠儀被取付不き家申
五替少書田り少た殿様、是上は書田り
遠の二十年以来四方兩と下金子指上ケ所願下
の細所書田り五七千兩取付多ク指上は書田り

各皆と不残拙者此著りよ仕果しは別る外
よは正しく私欲と下り殿様と下り別る仕
仍と下りその罪科と母不存也

一 之助美多殿様乃辰流よ書田り拙者世傳よ
ては是き自合に控取り申加替と難人各
海人七の事なり如斯皆と不宣美と合点仕
尤中比方止られも不仕書事と知りぬる右の世
別と書念此海り申書とす

一 久徳集人一点乃書り申すは拙者と指押
る致謀略仕り之切後終る世傳之所取
可仕程也

一 不よ下りて事書り申すは年来殿様此御願

て榮耀忌安樂はり難有るを存せ少くも
御意に之を打殺の少く迷惑は御ありん
よ不敵之男あり

野色律七馬の死罪之事

并一書之者尤不殘死罪之矣

律七馬の罪極り刑罰せらるる時久徳式部も
預り松方集人の子供書松方より告育はる彼等も
一日見取や度捕名を告も晴しや度か松方より
刑罰は終りゆゆはよ預り松方久徳式部方ら
律七馬と云脚毒脚毒と娘兩人毒今腹懐胎の女一人
式部宿所より刑罰極り跡に此諸役人三十人吉村

又七馬の方より傳り首武十人久松之布九馬の方より
刑罰は内よ西川屋名も入る利新比の名を寫
田村森多由町人五人の獄門磔よ成りたり借律七
馬の白例より出さるる獄よ惜らるる又天七八寸
たり方より勿能能疑るるをよ見取らるる男
のり白例より結られよ一幼脚毒相並の上は
律七馬のこり時式部罰忌書之は續ひ集人預り
より首打ち時よ式部よりや何よ律七馬の日頃
大悪け子供忌害期ハ不便も不思部と云ふ時律七
馬の如くと打殺のく式部よりや松方不思難人の子供此
れハ心は死に不便が傳り常刑より我をよ常に殿
極と云きく海原成石はらんと云ふなりと云ふ相あり

吾事多く見守りし中頃より仕直しを不承りて是
非我の胸中を汝より可成りありと五十八歳と一期
乃夢されども能く一生の事南無阿弥陀仏とありし
誓ひの流石此大膽者く隼人年若くして親の仇と
し小叔の公姦を奪ひ取り出くゆ所は妹七馬以上は
慈悲の西よ白ひ一生此要逆えんげと云ひて隼人
就しく死と云妹七馬の振ひりて隼人く外人の子小
掛りてんよと本をとり本来を東西何処に是所より南
小針と有是の河よ西よ可向と云ふと此遙り末庭の次
男幼女大音と云親父官期よ多し云云と云と早に首
切りて後と云ふ詞の下よと隼人切り損へしゆ凡情
よく首骨よと大げさよ打離しりけ刀の亡父隼人

此指針のり少くや因果此世のまを居死物にまよりを物
高み以てよ不残首と討く娘とは是を殺ん右村亦大
悲久松五帝在馬方諸侍皆縛り首都合五十人あり
祓ふ家代未少此仕置こけ言りて越中守殿信よ徳乃
具と毎の町人若くは取らり女房娘の衣類は不残西と
此下よと金子も此下皆追放あり亦妹七馬の女房は元
本越中守殿奥より出きりゆ右志の者故よ衣類は關
所合し月千兩此下追放尾列娘は方りゆりて妹七馬の
隠し年々心言ゆり母其不意妻を打首皆死罪に妹
七馬死骸と初めりて又十人急骸とも所金川の
上原野に塚と築き大蛇の穴の中よ一所よ死骸と
埋め芝山と築き大卒婆婆と云く大字り著

者不久と書て、又建武判牒に、其の晩くはかの派
古史道心坊愚心其の極と云く念佛已向會合より
夜のすて先每晚と百日之間奉侍近比殊勝乃坊
と近郷と大に不便と加心之由候の坊主あり

野色林七条の唐著跡之事

殊古唐の跡關所金純内是萬兩奉名領百姓亦下
行是ハ先方居在賣上テ不出し一地方は下御金
子の石垣志壞と云くの堤著法ありは後之金子
少しも取上テ流流石の家心物各所地下知こは跡は
て久徳集人親道跡家督千石家奉職ハ中付在村
又古唐の久松の家元也久徳式部服部半藏久徳集人
又人家奉職其外法役人とも不候新及中付在事

うりの駿勅相解云候順見元首尾能辨七条の悪逆
次第在テ順見を判は以後奉名領和順と云くさうく
發靜澄亦は度意一將天下に評判と云く奉名を才
一國所同元樞要此地奉評判之重しあり越中守殿
越後の高田より所留に依出テ首尾の極る事と申實名
以具肩此亦内意奉名不靜なり丁に越後より依付
寺判は元越中守殿所領奉名を國より向建惣と
云く隠居に依一生涯奉名云く公家奉名云く以人奉名
是之ハ曉流石此人を建と申悪人辨七条の事依
終て備去後奉名戒め成り候

文文四巳未歲九月十日

田邑九衢門入道

常山
車

家瑞

田邑九衢門殿

野邑好曲錄卷五大尾

